Ｒ７．４

学校いじめ防止基本方針

印西市立内野小学校

【１】学校いじめ防止等に関する基本方針

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人一人多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめに対しては、本校のどの児童にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないという共通認識のもと、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

【２】いじめの定義と態様

(1)　いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が<u>在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が</u>行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2)　いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

〇冷やかしからかい、悪口やおどし嫌なことを言われる。

〇仲間はずれ、集団による無視をされる。

〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

〇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

〇金品をたかられる。

〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

〇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

<u>(3) 留意点</u>

<u>児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって、児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。</u>

【３】いじめ問題への組織体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育

活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的ないじめの未然防止と、いじめの早期発見のために**「学校いじめ防止対策委員会」**を設置する。具体的には**「学校いじめ防止対策委員会」**「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、組織として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

＜組織図＞

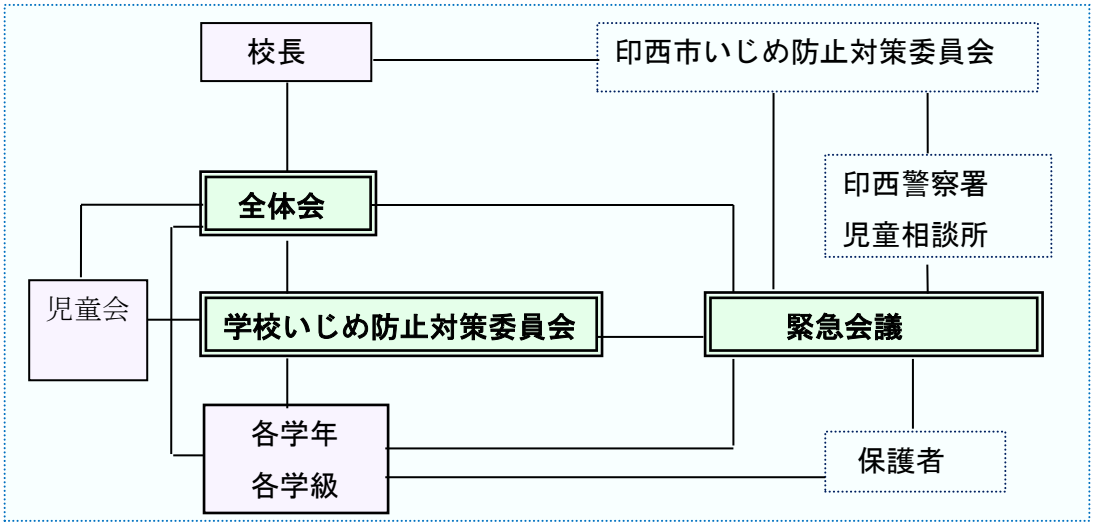

(1)　「全体会」　＜　全教職員が参加　＞

①基本方針の策定

②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）

③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）

④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）

⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（児童会・児童会活動の支援・行事の実施等）

⑥保護者・関係機関との連携

(2)　**「学校いじめ防止対策委員会」**

いじめ防止対策のための中心的な組織とし、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】
教頭、児童指導主事（主任）、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校区スクールカウンセラー

①いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）

② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）

③いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定
いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）

④教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画

⑤保護者・関係機関との連携

⑥いじめ防止の取組に対する評価

※定例のいじめ対策委員会は、学期に１回程度開催または、懸案の事態になった場合は、随時開催する。

(3)　「緊急会議」

いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。

【委員会の構成員】
事態発生時に、必要に応じて全教職員、
保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等

【４】 いじめの未然防止

１．基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持って取り組む必要がある。

２．いじめ防止のための措置

(1)　平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び児童に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(2)　児童や学級の様子を知るために

①教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくようにする。

②実態把握と指導計画

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てる。そのために児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実施する。また、配慮を要する児童の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う。

(3)　互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

①児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。したがって、教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう尽力する。

②温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくために、教職員の共通理解を十分に行う。互いに学級経営や授業、児童指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気を大切にする。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

③授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、主体的な活動を通し、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組を大切にする。また、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをする。その中で、教職員の児童への温かい声かけ等により、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験を児童にさせ、自己有用感、自己肯定感を高め、児童が大きく変化するようにする。

(4)　命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させるようにする。

①人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

②道徳教育の充実

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる道徳教育を実践する。心根を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」 等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みていく実践を行う。道徳の授業においても、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱う。さらに「いのちを大切にするキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図ったり、ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図ったりする。

(5)　保護者や地域への働きかけ

保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。また、道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

【５】 いじめの早期発見

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しかったりするなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。また、担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、児童への理解を共有する。

(1)　いじめの早期発見のための措置

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的なアンケートや教育相談を実施する。また、日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察していく。また、遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有していく。さらに、保護者と連携して児童を見守るために、日頃から児童の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡するようにする。

- 印西市共通アンケート（児童・保護者対象のいじめ・セクハラ調査）　年５回
- 教育相談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取り調査　年２回
- 学校評価アンケート　年１回

(2)　いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

・学校区スクールカウンセラーの活用

・各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室、千葉県子どもと親のサポートセンターの相談ダイヤル、２４時間子供ＳＯＳダイヤル等）の情報提供

・ＳＯＳの出し方教育の実施により、適切にＳＯＳを出せるようにする。

(3)　いじめ相談・通報窓口の設置

相談担当（校長、教頭、養護教諭、生徒指導主任）・相談箱

ネット相談窓口等の設置と周知

(4)　研修等による教職員の資質向上

・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

・児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために、組織体制を整える。

(5)　教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

【６】 いじめに対する措置

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあったりする場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(1)　いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめの疑いがある場合、些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

②教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主任、管理職に報告し、「学校いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。担任は、「学校いじめ防止対策委員会」と連携をとり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、丁寧に記録し、情報を共有する。

③事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職に報告し、状況に応じて、市教育委員会等の関係機関と相談する。「学校いじめ防止対策委員会」にて今後の指導のねらい・方針を明確にし、対応する教職員の役割分担を決めるとともに、全ての教職員の共通理解を図る。

④被害・加害の保護者への連絡（状況説明、今後の具体的な対策）については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、印西警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

※ 家庭環境に起因するいじめ事案については、市教育委員会、子育て支援課、児童相談所等と連携して対処する。また、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

(2)　いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童を定められた期間別室指導や家庭謹慎とすることにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

(3)　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

①速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

②事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

③いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(4)　いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

　また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

②いじめが認知された際、被害・加害の児童だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

　そのため、認知されたいじめ事象について、地域や家庭の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを引き出していく。学校行事・校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会と捉え、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

(5)　情報ネットワークを通じて行われるいじめへの対応

　情報ネットワークの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童及び保護者が情報ネットワークを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

①情報ネットワーク上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ対策推進委員会」において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、市教育委員会、印西警察署等、外部機関と連携して対応する。

③情報ネットワークいじめに関する教職員研修の充実を図ったり、ＰＴＡ活動や家庭教育学級における情報モラル研修会等の保護者への啓発活動として、開催したりする。

また、情報モラル教育を進めるため、学級活動や総合的な学習の時間において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

【７】 重大事態（市長に報告するもの）の対処

① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

③ 児童及び保護者側からいじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあった場合

このような場合は、次の対処を行う。

(1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「印西市いじめ防止対策委員会」）に速やかに報告する。

(2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。必要に応じて印西警察署等へ報告する。

(3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童や保護者の所見を希望により、添える。

(6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

(7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

【８】基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

【９】関係法令

(1)　教育基本法

①教育の機会均等

第４条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第６条２　前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③家庭教育

第１０条　父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2)　学校教育法

第４章小学校

第３５条　市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

一　他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

二　職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

三　施設または設備を損壊する行為

四　授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3)　いじめ防止対策推進法

第１章総則（定義）

第２条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※令和２年８月１日　新型コロナウイルス感染症の対応について追加

※令和３年９月１日　ＳＯＳの出し方教育についての記述を追加

※令和５年５月１日　具体的ないじめの態様についてを追加